

女性特有のがん検診推進事業のQ & A

〔総論〕

問1 女性特有のがん検診推進事業の目的及び効果は何ですか。

(答) がんはわが国において昭和56年から死亡原因の第1位であり、がんによる死亡者数は年間30万人を超える状況です。しかし診断と治療の進歩により、一部のがんでは早期発見、早期治療が可能となってきております。がんによる死亡者を減少させるためには、がん検診の受診率を向上させ、がんを早期に発見することが極めて重要であることに鑑み、特に女性特有のがん検診については、検診受診率が低いことから、また未来への投資に繋がる子育て支援の一環として、今般の経済危機対策として平成21年度の補正予算に計上されたところです。

本事業を行うことにより、がん検診受診率の向上が図られる場合は、もってがん死亡率の減少に資するものと考えています。

問2 事業開始はいつからですか。

(答) 本事業については、平成21年5月29日に補正予算が成立したことに伴い、平成21年4月1日から市区町村が行うがん検診について、本事業の対象とします。

なお、本事業の基準日については、平成21年6月30日とし、その基準日において、がん検診台帳を整理してください。

問3 事業の実施は全国一律一斉開始となりますか、市区町村の状況により異なっても差し支えありませんか。

(答) 検診対象者の人数、検診機関との調整、各市区町村の事情によって準備期間が想定されるため、各市区町村によって事業の開始日は異なっても差し支えありません。また各市区町村において、受診可能な検診機関等の検診対象者の受入可能人数を考慮し、がん検診クーポン券（以下「クーポン券」という。）を数回に分けて交付することも可能です。

問4 事業の開始に向けたスケジュールはどうなっていますか。条例改正の必要がある場合、開始時期が制限されます。

(答) 5月29日に開催したがん対策担当者会議において、がん検診台帳の整備、検診機関との調整及び検診手帳の検討など事前に準備をする事項をお示ししたとおり、平成21年度補正予算成立後に速やかに事業を実施できるよう協力をお願いします。また、検診単価等を条例によって定めている場合があれば別ですが、基本的には現在行っているがん検診を拡充する施策であるので、

原則として条例改正は必要ないと考えています。

問5 検診対象者の調査については、具体的にどのような調査内容、対象把握を考えているのですか。

(答) 検診対象者の調査とは、住民基本台帳をもとに、国で示す対象年齢の方を検診対象者として、がん検診台帳に整理することです。

問6 がん検診台帳に必要な項目は何ですか。

(答) 検診対象者ごとに、氏名、年齢、住所、クーポン券の発券番号、がん検診受診の有無のほか、各市区町村において必要な情報を記載できるよう台帳整備をお願いします。

問7 がん検診台帳を作成するにあたり、住民基本台帳を活用することができる法的根拠は何ですか。

(答) がん検診は市区町村の自治事務であり、当該事務に住民基本台帳を活用することができる根拠は、住民基本台帳法第1条となります。

問8 健康増進法に基づく健康増進事業として市区町村が行っているがん検診とは別事業と考えてよろしいか。

(答) 本事業は、健康増進法に基づく市区町村が行うがん検診のうち、一定の年齢に達した女性に対して行う事業ですので、別事業ということではありません。

問9 女性特有のがん検診推進事業は平成21年度限りの事業ですか。検診対象者が限定されているため、少なくとも5年間実施しなければ不平等になるのではないですか。

(答) 今般の女性特有のがん検診推進事業は、平成21年度の経済危機対策の一環として実施される事業ですので、平成21年度限りの措置として位置づけられています。

なお、平成22年度以降の事業の実施については、本事業の成果を検証の上、検討していく予定です。

問10 マンモグラフィーの出来る医療機関が少ない地区はどのように対応すればよいですか。また、検診機関については、近隣自治体と既に連携しているが、検診機関のキャパシティは新たな受診者を受け入れる余裕はありません。受入可能な検診機関を紹介してもらえますか。また、都道府県単位など、広域で実施検診機関を統一して決定した方が 利便性が確保されると考えますが、そのような体制を検討してもらえますか。

(答) 市区町村において、受入可能ながん検診機関の受診可能人数を考慮し、クーポン券の時差をつけた交付や近隣市町村等との連携により、受入体制を最大限活用できるような配慮をお願いします。

また、近隣市町村や県域を越えた連携については、都道府県や対象市町村において、お互いに委託できる検診機関等の紹介を行うなどの協力をお願いします。

問11 県域を越えた職場の市区町村との連携とは、どのように行うのですか。

(県外の委託契約方法は、県内であっても地元以外の医療機関との契約は国が調整を図るのですか。その場合の委託料と地元で通常依頼する場合の委託料に違いがあった場合、その委託料が今後に影響を及ぼさないですか。(国の設定が高い場合))

(答) 自市区町村管内のがん検診機関において、他の市区町村に居住する検診対象者についても、本事業により、がん検診を受診できるよう配慮するとともに、検診結果については、がん検診機関から検診対象者の居住地の市区町村に送付するような仕組みを構築し、がん検診受診に係る利便性を向上させるようお願いします。

また、市区町村において地域の実情に応じて最大限使用できる検診機関の範囲を広げるようお願いするとともに、その検診機関の選定にあたっては、県や近隣市区町村などに対し、委託契約検診機関の照会を行い実施するようお願いいたします。

問12 乳がん検診、子宮がん検診が2年に1回受診なのに、今回の事業の対象者は5歳刻みの奇数年で、1年のみの補助事業にするのはなぜですか。

(答) 今回の施策は子育て支援対策として、女性特有のがん検診に対する受診率向上策の一つとして実施するものです。子宮頸がん、乳がんの検診対象年齢となる年齢から5歳刻みにターゲットを絞った受診勧奨を行い、これまで検診機会がなかった方にも既存の制度の中で受診を促す施策として実施するものです。また、年代的な偏りが無いよう隙間年齢の方へ受診することへの認知も誘発することを目的としています。また、今回の措置は単年度事業であり、本施策の成果を踏まえつつ、事業の継続について検討していく予定です。

問13 昨年度受診し、本事業により今年度も受診した者について、来年度の受診はどのように扱えばよろしいでしょうか。

(答) 引き続き、健康増進法に基づく、がん検診を実施してください。

問14 検診手帳の交付と受診率の向上には、どう相互関係があると考えているのですか。

(答) がん検診を受診しない理由は、がんに係る正しい知識の理解が国民に浸透していないことが、一つの大きな要因となっていると考えており、検診手帳の交付により、がんに係る正しい知識を持った検診対象者を受診行動へ誘発することができると考えています。

問15 検診の内容に定めはあるのか。市区町村で行っている検診と同じでよいのですか。(国の指針以外の検査方法への対応)

(答) 検診内容は、原則として「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針について」(平成20年3月31日付け健発第0331058号厚生労働省健康局長通知。以下「がん検診実施指針」という。)に基づくこととなります。

問16 当市では、隔年(2年に1回)で検診を実施しています。そのため、44歳で受診した人は45歳では受診ができません。この方にも国の経済危機対策として実施するのですか。自治体で定めた基準と合わない部分はどのようにするのですか。施策のための、住民への周知が複雑になります。

(答) 今回の事業は既存のがん検診事業に加えて、受診勧奨事業の一環として取り扱われるものであり、昨年受診した方でも対象年齢の方には、検診手帳を配布してください。なお、クーポン券については、併せて配布していただいても構いませんが、受診案内により医学的な観点から受診間隔は2年に1回が推奨されていることを明確にお知らせする必要があります。

問17 検診の年齢設定(5歳刻み)と乳がん及び子宮がんの指針にある「2年に1度の検診受診」の整合性をどう考えているのですか。対象年齢の設定根拠が不明確であり、住民が混乱する恐れがあります。

(答) 検診の間隔については、住民に誤解を与えないよう検診手帳の見本を参考にし、明確に記載いただくようお願いいたします。

問18 各医師会や検診機関への協力依頼、周知等を行うのですか。行う場合は国や都道府県はどう関与してくのですか。

(答) 当該事業が円滑に進むよう、関係団体等に対して、国として協力を要請していくこととしています。

問19 医師会所属の医療機関ならば調整できる可能性はあるが、その他の医療機関とは調整ができないため検診費用の支払いが難しい。(契約無しでは支払いができないのでたった1件の為にいちいち契約を結ばなくてはならなくなるので不可能)

(答) 地域の実情により、検診機関との委託契約、償還払い、当該市町村の既委託契約済みの検診機関での他市区町村のクーポン券を使用した検診費の支払等、市区町村において個別に判断し、検診対象者の利便性を十分考慮した対応をお願いします。

問20 受診率向上について、どの程度上昇すると想定しているのですか。

(答) 予算の要求上は、本施策の実施により、クーポン券対象者の受診率として50%を見込んでいます。

女性特有のがん検診推進事業のQ & A

〔検診対象者〕

問1 検診対象者の年齢の基準日はいつですか。

(答) 検診対象の年齢は次の表のとおりです。

(1) 子宮頸がん検診については、以下の年齢の女性が対象となります。

年 齢	生年月日
20歳	昭和63 (1988) 年4月2日～平成 元 (1989) 年4月1日
25歳	昭和58 (1983) 年4月2日～昭和59 (1984) 年4月1日
30歳	昭和53 (1978) 年4月2日～昭和54 (1979) 年4月1日
35歳	昭和48 (1973) 年4月2日～昭和49 (1974) 年4月1日
40歳	昭和43 (1968) 年4月2日～昭和44 (1969) 年4月1日

(2) 乳がん検診については、以下の年齢の女性が対象となります。

年 齢	生年月日
40歳	昭和43 (1968) 年4月2日～昭和44 (1969) 年4月1日
45歳	昭和38 (1963) 年4月2日～昭和39 (1964) 年4月1日
50歳	昭和33 (1958) 年4月2日～昭和34 (1959) 年4月1日
55歳	昭和28 (1953) 年4月2日～昭和29 (1954) 年4月1日
60歳	昭和23 (1948) 年4月2日～昭和24 (1949) 年4月1日

問2 既に検診を受診した者は事業の対象になるのですか。

(答) 検診手帳及びクーポン券の配布については、既になん検診を受診したかを問わず、上記年齢の方を対象に事業を行います。

なお、平成21年4月1日以降、検診対象者にクーポン券が届く前に、市区町村が行うがん検診を受診された方の自己負担額については、クーポン券と領収書などにより、償還払いが可能であり、この場合市区町村負担分についても、補助対象となります。

問3 本事業の施行日からクーポン券の発送までに検診を受診した者は事業の対象となるのですか。

(答) 事業の対象となります。この場合は、クーポン券と検診機関からの領収書を確認し、直接、本人の口座に自己負担分を返還してください。

なお、検診時において、本事業の対象者であることが、明らかな場合は、窓口で自己負担分を徴収せず、後日、検診手帳のみを配布することも可能です。

問4 台帳整備後に対象者の転入・転出があった場合の取り扱いはどうなるのですか。

(答) 本事業の基準日は、平成21年6月30日とし、その基準日において、がん検診台帳を整理していただくこととしています。

がん検診台帳を整理した時点の検診対象者に対して、検診手帳等を配布してください。

このため、その後の転入・転出者については、基準日時点の市区町村から配布をお願いします。

問5 基準日後に転出した検診対象者の受診先及び請求先はどうなるのか。

(答) 基準日後に転出した検診対象者のうち、がん検診を未受診の方については、転出先の市区町村に受診可能な検診機関を確認し、受診していただくこととなります。この場合、検診機関からの請求は、契約を結んでいる転出先の市区町村となります。

問6 転出先で受診できる体制づくりは間に合うのか。

(答) 転出者への受診機会を可能な限り広げるため、クーポン券の有効期限を交付年月日から6か月と予定しています。受診希望があった場合、可能な限り受け入れ体制づくりを進めるようお願いします。

問7 職場でがん検診を受診している人に対しては、補助対象となりますか。

(答) 職域で受診可能な者であっても、市区町村が行うがん検診を受診した場合は補助対象となります。

なお、職域で既に受診した者がクーポン券を使用して、市区町村が行うがん検診を再度受診した場合の費用についても補助対象となりますが、受診案内により医学的な観点から受診間隔は2年に1回が推奨されていることを明確にお知らせすることが必要です。

問8 対象年齢として掲げられている年齢をすべて実施しなければならないか。

(答) 対象年齢者全ての方に実施をお願いします。

問9 本事業で受診した者は、健康増進事業に基づく市区町村のがん検診事業の受診者としてカウントし、例年の事業報告に加えることができるのですか。

(答) 受診者として計上して結構です。

問10 外国人は対象となりますか。

(答) 本事業は健康増進法に基づく市区町村が行うがん検診のうち、一定の年齢に達した女性に対して行う事業ですので、対象者については従前のおりとなります。

問11 市区町村の検診を受けず、人間ドックを受けた場合、補助対象となりますか。

(答) 本事業は健康増進法に基づく市区町村が行うがん検診のうち、一定の年齢に達した女性に対して行う事業ですので、市区町村事業として人間ドックを行っている場合は補助対象となります。ただし、子宮がん検診、乳がん検診の検診費用を個別に算定できる場合に限りです。

問12 当市では、隔年で検診を実施しているため、今年対象となっている年齢の人だけを対象にこの制度による検診を実施し、その分だけ補助を受けることは可能ですか。

(答) 本事業の対象となる方全員に、クーポン券、検診手帳及び受診案内の送付をお願いします。また受診間隔については、受診案内で明確に記載するような配慮をお願いします。

問13 初受診者の掘り起こしのために、子宮頸がん検診も、45、50、55、60歳を追加してもよいですか。

(答) 補助対象とはなりません。市区町村独自の事業として、拡充された交付税の積極的な活用により実施をお願いします。

問14 当自治体では、偶数年齢を対象としていますが、5歳刻みの奇数年齢で実施することになると、対象年齢の要件が住民にわかりづらくなります。検診対象を偶数年齢に出来ないでしょうか。(例として「45歳対象」を「44歳」にするなどはどうですか)

(答) 補助対象となる対象年齢については、変更できません。

問15 奇数年齢を検診対象としていない場合、今回の事業により「特別に対象とする」旨、通知を自治体から住民に知らせることになりますか。

(答) 受診案内の内容で今回の施策の概要を明記してください。

女性特有のがん検診推進事業のQ & A

〔検診手帳及びクーポン券〕

問1 検診手帳と健康手帳は同じものですか。

(答) 40歳以上に配布する健康増進法に基づく健康手帳とは違います。本事業における検診手帳とは、一定年齢の女性にターゲットを絞って、がんについての正しい知識をわかりやすく記載し、子宮頸がん及び乳がん検診の必要性を検診対象者に認知していただき、受診行動へ促す内容を盛り込んだ手帳の見本をもとに作成していただくものです。

問2 検診手帳は市区町村が作成するのですか。また、検診手帳の内容は市区町村によって、変更しても差し支えないですか。

(答) 国が見本を示した内容及び形式・品質を参考として、地域の情報を加えたものを市区町村で作成します。なお、国が示す見本より、手帳の内容及品質等は予算の範囲内で同等以上のものの作成をお願いします。その内容を充実させることは可能ですが、見本の記載内容を修正することはできません。

問3 クーポン券の使用期限はありますか。

(答) 使用期限は、市区町村がクーポン券を発行した日から6ヶ月間を予定しています。

問4 既に市区町村でがん検診の受診券を送付している場合であっても、本事業におけるクーポン券を配布する必要があるのですか。

(答) 本事業の対象者に対して、従来からのがん検診事業に加え、受診勧奨方策の一つとして新たに行うものですので、可能な限り本施策の趣旨にそって、配布するよう協力をお願いします。

問5 自己負担分の検診料を無料にするのに、なぜクーポン券にする必要があるのですか。個人通知で無料になる旨の文書でも充分受診勧奨になるのではないですか。

(答) 今回は、諸外国において検診率を引き上げる施策の一つとして、がんに係る正しい知識を理解し、啓発を促すような検診手帳と併せてクーポン券を配布する受診勧奨が行われており、受診率の向上に有用であったことから、我が国においても、目に見える形で検診対象者に配布し、受診へ行動を促すための事業を行うこととしたものです。

問6 クーポン券は全国どこでも使用可能とするのですか。その支払は検診対象者の居住地とするのですか、検診機関の所在地とするのですか。

(答) クーポン券は市区町村が契約を行っている検診機関であれば、全国どこで使用した場合であっても、その請求については、当該検診機関と契約を結んでいる検診機関の所在地の市区町村に請求することが可能な制度とします。検診費用も補助対象に含まれますので、各市区町村の判断により円滑に事業が進むよう支出方法などを含めて協力をお願いします。

問7 DV被害、里帰り出産後滞在中で住民票と現住地、居地が違う場合に、本人から申し出があった場合は現住地、居地に送付可能ですか。また、現住地、居地付近の検診機関の受診は可能ですか。

(答) 双方とも補助対象となりますので、各市区町村の判断でできる限り受診が円滑になるよう協力をお願いします。

問8 他の市区町村の検診機関であっても、契約すれば自分の市区町村で発行したクーポン券を使え、支払えるという理解でよいですか。

(答) 補助対象となります。

問9 市区町村の直営検診機関でがんが発見され、医療機関への受診履歴がわかる場合、「クーポン券及び検診手帳」を送付しなくてよいですか。または各市区町村で判断してよいですか。

(答) 原則として検診対象者であれば、クーポン券及び検診手帳の配布をお願いします。ただし受診案内において注意事項で明記するか、検診対象者が精神的に苦痛を及ぼすものである時には、個別に判断するようお願いいたします。

問10 当自治体では、受診券を使わず、受診者が直接検診機関に予約し、検診機関から役所に受診資格を確認する「コールセンター方式」により、がん検診を行っています。このため、クーポンの配布や検診手帳の交付は事務処理上なじみにくいですが、自治体でやりやすい方法（たとえば、検診機関がコールセンターに資格確認を行う際に、受診者がクーポン対象者であることを確認するといった方法）は可能か。また、同じ理由から、検診手帳を検診機関での受診時に渡すことはできるのか。

(答) 一定年齢の検診対象者にクーポン券及び検診手帳を同封する受診勧奨事業を実施することにより、受診率を向上させることも目的したものであるため、補助対象とはなりません。

女性特有のがん検診推進事業のQ & A

〔予算関係〕

問1 補助対象経費の内訳はどのようなものですか。

(答) 検診費用に係る自己負担及び市区町村負担分、クーポン券、検診手帳及び受診案内の印刷製本費、検診対象者への郵送費、賃金、実績報告書の作成費、検診機関等への振込手数料、事務機器借上げ料、消耗品、会議費、委託料等の本事業を行うために必要な経費が補助対象となります。

問2 本事業の補助金は、地方交付税不交付団体においても補助されるということでしょうか。

(答) 地方交付税不交付団体においても、補助対象となります。

問3 対象者特定や台帳整備のためのシステム改修費は補助対象となりますか。

(答) システム改修費は補助対象外となります。

問4 検診単価の基準はありますか。

(答) 検診単価については、現在、各市区町村が行っている検診機関との委託契約単価が補助対象になると考えています。

ただし、市区町村の保健センターなど直轄で検診を行う場合は、検診単価の内訳を示していただくこととなります。

問5 備品購入費は補助対象となりますか。

(答) 補助対象外となります。

問6 地方公共団体職員の人件費は補助対象となりますか。

(答) 補助対象外となります。

問7 任期付任用職員の給与は補助対象となりますか。

(答) 賃金職員は、補助対象となります。

問8 検診を医師会等に委託している場合、委託料も検診費に含まれますか。

(答) 補助対象経費が算定できるよう、委託内容の詳細がわかる場合は含めて差し支えありません。ただし委託の範囲及び計上できる内容については個別判断するので事前に相談をしてください。

問9 本事業は、子宮頸がん検診を対象としているが、医師の判断により子宮体がんの検診も必要とされた場合は、補助対象とすることは可能ですか。

(答) 子宮頸がん検診、乳がん検診が補助対象事業となりますので、子宮体がん検診は補助対象外となります。

問10 乳がん検診ではマンモグラフィを実施すべきと認識していますが、離島など検診車の手配等が難しい地域においては、対象者を限定した上で、本土でマンモグラフィ検診を受けられるよう、交通費についても支給した場合、補助対象となりますか。

(答) 交通費は補助対象外となります。

問11 検診機関への支払方法は、口座への振込となるが、振込手数料は補助対象となりますか。

(答) 補助対象となります。

問12 検診対象者への償還払いを行う際の振込手数料は補助対象となりますか。

(答) 補助対象となります。

問13 市区町村内に居住する外国人に対して、がん検診受診券及び検診手帳を外国語に翻訳した上で送付する場合の翻訳代は補助対象となりますか。

(答) 補助対象となります。

問14 クーポン券が届かなかったり、紛失した場合の対応はどのようにするのですか。

(答) 再発行をお願いします。再発行についても補助対象となります。

問15 当市では、乳がん検診は、40代は2方向、50代以上は1方向でマンモグラフィの検査を実施しています。年代によって医療機関に支払う金額が異なりますが、補助金の申請はどうなりますか。また、各自治体ごとに委託している医療機関に支払う医療衛生委託費は異なります。補助率は10/10ですが、各市区町村ごとの実際の経費が補助されるのですか。

(答) 予算の範囲内において、契約単価毎に使用したクーポン券の枚数を掛けた金額を申請し、補助することとしています。

問16 市区町村の施策により、がん検診の自己負担が既に無料の場合、本事業に該当しないのですか。

(答) 補正予算成立後に実施する事業であり、事業の趣旨に添ったものであれば各市区町村が負担する検診費用も全て補助対象となります。

問17 生活保護受給者は市区町村で自己負担金を免除しています。その人は補助の対象となりますか。

(答) 対象年齢であれば、補助対象となります。

問18 以前にがんが発見され、「治療中、経過観察中、手術を受けた場合」でも無料クーポンが送付された場合、補助対象として検診を受診してよいですか。また、がんが見つかった部位を含みますか。

(答) 「治療中、経過観察中、手術を受けた場合」でも補助対象として受診ができます。なお、補助対象となるがん種は、子宮頸がんと乳がんに限られます。

問19 国保加入者については、国保からの助成により、自己負担額を無料としている場合において、本事業で費用の対象となるのは、国保からの助成を除いたものとなりますか。それとも、国保からの助成の有無にかかわらず自己負担額と市町村負担額となるのですか。

(答) 健康増進法に基づく、市区町村が行うがん検診において、クーポン券によりがん検診を受診された場合は、補助対象となりますが、他の制度により助成がある場合は、寄附金その他収入として計上してください。

問20 妊婦健診での子宮頸がん検診と本事業での子宮頸がん検診では、どちらが優先されるのですか。

(答) クーポン券により子宮頸がん検診を受診された場合は、補助対象となります。ただし、子宮頸がん検診の費用を個別に算定できる場合に限りです。

問21 妊婦健診のような、事業開始前に受診した者への費用助成は、事務手続きが煩雑になること、また、少額の自己負担分を振込手数料を使って支払うのは無駄が多いと思いますので、補助金の対象は事業開始以降の受診者にしていきたい。

(答) 対象者にクーポン券が届いてからの検診が本事業の対象とすると、各市区町村において、クーポン券の送付時期が異なることから、送付が遅くなる程、対象者の不利益となりますので、クーポン券を送付する前に実施した、市区町村が行うがん検診については、本事業の対象とします。

問22 検診機関に指定はありますか。また、人間ドック検診やメインとしての検診ではなく、他の検診を受けて、そのオプションとした場合はどうなりますか。

(答) 原則として、がん検診実施指針に基づく検診可能な機関で実施してください。

補助対象となるがん検診の費用を個別に算定できる場合、人間ドック検診、オプション検診などの形態にとらわれず、補助対象となります。

問23 乳がん検診として、乳房超音波検査を行った場合の検診費用は、補助対象となりますか。また、子宮頸がん検診として、HPV検査を行った場合の費用は、補助対象となりますか。

(答) いずれも補助対象外となります。補助対象となる検査方法は、がん検診実施指針に含まれた検査項目により検診を行った場合です。

問24 子宮がん検診については、コルポスコープ検査まで費用補助はありますか。必要であれば全員実施しても補助対象となりますか。

(答) がん検診実施指針に含まれた検査項目により検診を行った場合については、補助対象となります。

問25 乳がん検診については、視触診のみの場合も費用補助はありますか。超音波検査も補助対象となりますか。

(答) がん検診実施指針に含まれた検診項目により検診を行った場合については、補助対象となります。

問26 健康増進法の補助金では課税状況によって補助基準額に差があります。本事業の補助金も対象者の課税状況によって分けることとなりますか。

(答) 本事業では、対象者の課税状況については考慮しません。

問27 本事業による新たな財源(一時立替払いとしての自治体の持ち出し分など)の確保についてはかなり難しいと考えるがどう考えていますか。

(答) 市区町村の検診対象者数を報告してもらい、その人数に応じた金額を各市区町村に割り当て、申請書を提出していただく予定としています。

また、交付決定後、概算払いが可能となるよう、関係機関と調整していく予定です。

問28 検診手帳の配付について、年齢対象者以外の希望者には配付できないのですか。また、配付した場合は補助金の対象となりますか。(狭い地域の中では不公平感があるため。)

(答) 補助対象となりませんが、検診手帳を対象者以外の希望者に配布することは差し支えありません。

〔その他〕

問1 がん検診の対象者については、平成21年3月18日付厚生労働省健康局総務課長通知「市町村がん検診事業の充実強化について」の文書中、「推計対象者数を用いた受診率の算出結果を参考に市町村がん検診の事業評価を適切に行うよう」との記載があるところですが、当市の対象者数は独自の調査方法により算出しておりましたが、今回の厚生労働省からの技術的助言に基づき、この推計対象者数を用いた受診率算出へと変更したいと考えております。しかし、出された推計対象者数は総数のみになっており、5歳刻み年齢別に把握することができないため、このままですと5歳刻み年齢別の受診率を出すことができません。地域保健・健康増進報告でも各がん検診の対象者数を5歳刻み年齢階級別に求めておりますので、ぜひ5歳刻みの推計対象者数を市町村が使用できるようにお願いしたい。

(答) 5歳刻み年齢別の「推計対象者数」の算出は予定していませんが、既にお示ししている算出方法を参考に、各市区町村において算出いただいて差し支えありません。既に独自に算出されている自治体もあると聞いています。

なお、「推計対象者数」は、平成20年3月に「がん検診事業の評価に関する委員会」においてとりまとめられた提案に基づき、市町村ごとの比較をするための受診率として算出したものであり、地域保健・健康増進報告において求められている対象者数ではありません。

(参考)「地域保健・健康増進事業報告作成要領(平成21年度分)」(厚生労働省大臣官房統計情報部)

(※厚生労働省システム専用ホームページ「電子申請・届出システム(<https://shinsei.mhlw.go.jp/>)」に掲載済み。ID、パスワード方法等については、統計情報部保健統計室から、各都道府県・指定都市・中核市地域保健・健康増進事業報告担当者あて、3月末に連絡済。)

(179頁)

問1 「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について 報告書」(平成20年3月 がん検診事業の評価に関する委員会)の3.2(2)①「市町村事業におけるがん検診の対象者について」に示された計算式により算出される対象者数と、本項目における「対象者」とは、どのような関係にあるのか。

答 当該報告書に示された計算式により算出される対象者数は、あくまでがん検診の受診率を比較・評価するために行う推計法として提案されたものであり、がん検診台帳等をもとに算出した本項目における対象者とは位置づけが異なるものである。